



限定特定行政庁への移行について

この度、亀山市は、平成26年4月1日から限定特定行政庁に移行し、建築行政を進めてまいることとしました。

昨年度から三重県と建築技術職員の人事交流を行うなど建築行政に係る権限移譲の準備を進め、今回の決定に至りました。

この移行により、市は、地域の実態に即したきめ細かな建築行政を行うことが可能となり、行政手続きの集約化、迅速化による住民サービスの向上を図り、引き続き、安全・安心な住みよいまちづくりを推進してまいります。

なお、亀山市が、限定特定行政庁に移行しますと、伊賀市、名張市に次いで県内で3番目の限定特定行政庁となるところでございます。